

裁判員経験者意見交換会議事録

司会者：お時間がそろそろ来ておるようでございますので、これより意見交換会を始めたいと思います。

座ったままで失礼させていただきますけれども、私は本日司会を務めさせていただきます第14刑事部の裁判官の坪井と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、覚せい剤などの薬物関係の裁判員裁判に御参加いただきました裁判員経験者の方、現在のところ4名さんをお迎えいたしまして意見交換を行う運びとなっております。

この種の事件は、こちらの大阪でもかなり多い事件となっておりますけれども、審理でどういった点を工夫すれば、よりわかりやすくなるのか、それから充実した評議を行うためにはどのような工夫をすればいいのか、こういった点につきまして、主として御意見を承りたいと思います。

それから、最後に守秘義務につきまして御感想、御意見を伺う予定でございます。

進行につきましては、まず、今日御参加いただいております裁判官、検察官、弁護士の三者の方から自己紹介をさせていただきます、それから意見交換に移らせていただくわけでございますけれども、最初に裁判員裁判を経験された皆様から御感想など、一言ずつ承りまして、そのあと、法曹三者の方から、質問も交えまして、先に述べましたような審理、それから評議の点につきましてお話をお伺いしていきたいと考えております。

それから、今日は意見交換会のあと、傍聴しておられる報道機関の方々にも御質問していただく時間を若干取りたいというふうに考えております。

途中、適宜のところ15分間程度休憩を挟みまして、概ね今言ったような予定で5時ぐらいまでを考えております。

それでは、最初に、法曹三者の方からそれぞれ自己紹介をお願いしたいと思います。

います。検察官の方からお願いできますか。

林検察官：大阪地検の公判部の方からまいりました検察官の林と申します。

検察官になって今年で11年目になります。裁判員裁判の担当は今年の4月からやっています。

これまでにちょうど4件やりまして、大体こんな形でやっていくのかというのがわかってきたところなんです。今回、この意見交換会で皆様のお話を聞かせていただいて、また、これまでのやり方に問題がなかったのかとか、今後、何か参考にさせていただけるものがあればいいなと思って参加させていただきました。よろしく申し上げます。

和田裁判官：15刑事部というところにいます和田と申します。どうかよろしくお願いいたします。

私は、今現在は、裁判員裁判やっておりません。ただ、昨年3月まで裁判員裁判をやっておりました。件数だけはかなりやりまして、30件ほどやっております。

こういう会に参加させていただくのは今回が初めてです。いろいろ皆さんの率直な御意見を聞かせていただいて、そして、また今度、私の方で裁判員裁判をやる機会があったら、それを生かさせていただきたいなと思っております。

皆さんの方でわかりにくかった点とか、特にそういう点を率直に言っていただければ非常にありがたいと思います。

どうか、よろしくお願いいたします。

金村弁護士：弁護士の金村と申します。私も弁護士になりましてから現在4年目でして、裁判員裁判を4件ほどやらせていただきました。

そのうち、1件は覚せい剤の密輸事件で、昨年12月に判決が出ております。私、実際、それをやってみまして、裁判員の方にどうやって自分たちの依頼者の言い分を説明したらいいのかというのに大変苦労しましたので、今日の場合では、弁護士のこういうところが駄目だったというところを率直にお教えいただけましたら、次回に生かしたいなと思っておりますので、よろしくお願いいた

します。

司会者：それでは，続きまして，経験者の皆様方から，裁判員裁判についての御感想などいただきたいと思ひます。

今回，御参加された皆さんは，いずれも覚せい剤の密輸入の裁判を御経験されておられるということになりますけれども，印象に残った点などありましたら，自己紹介がてら一言ずつお願いできますでしょうか。

では，順番と言つては何ですけれども，1番さんからお願いできますでしょうか。

裁判員経験者1：裁判員に選ばれるということ，会社でも初めてでございまして，参加すること自体には会社でも休暇制度がありまして問題なかったんですが，個人的には，かなり負担になるかなという感じがありました。

これは，ひどい殺人事件とか，長引くような裁判だったら，ちょっと負担があるかなという思いが半分，あと，めったにない機会ですので，経験してみたいという気持ちが半分ありました。

それで，実際やってみまして，一つの刑事裁判がどういふふうに行われているか，検察官や弁護士さんからの話があり，また，裁判官の皆さん含めて裁判員でいろいろ話し合うという経過を経まして，だんだん，こういうことをやっていらっしゃったのかというのが大分理解が進みました。

それで，大変いい経験だなと，今では思っています。

以上です。

裁判員経験者2：私も主婦なんで，あと，うちの近所で少しパートに出るぐらいの，本当に平凡な平凡な中で，あと子育てと地域の人ぐらいしか関わりがなかったのが，この裁判員の経験させていただいて，毎日が物すごい頭の体操のように，いろいろな言葉を覚えさせていただいて，とてもいい経験になりました。

私の場合は，少し時間の自由がきく仕事先なので，何とかここに出てこれたんですけど，もし自分が正社員とかだったら，ひょっとしたら1番さんが申されたように，半分やってみたいけど，でも半分は時間の段取りとかどうした

らいいだろうとかちょっと考えてしまうかなというのは思います。

以上です。

裁判員経験者3：私の場合は、専業主婦と、主人が脳梗塞で倒れまして、今、介護してるんですよ。それでもデイサービス行ってまして、その合間で参加させていただいたんですけど、主人は仕事とか用事やったら家あけるんは理解があるんですよ。遊びに行くのは駄目なんですけどね。今回は、おかげさまで理解してもらって、十分参加できました。

それまでは、大阪の市役所がどこにあるか、裁判所がどこにあるか、どの電車で行ったらいいのか全然わからなかったんですけど、おかげさまでちょっとだけわかるようになりました。

家では無職で、主婦で、老人の介護してますでしょう。参加させていただいてよかったです。ありがとうございました。

裁判員経験者5：私は、契約社員で仕事をしてるんですけども、職場の方からはぜひ行って来いというふうな形で言ってもらったんで、あまり仕事を気にすることなく参加できたんですけども、学校のPTAの役とか、そういうところら辺で合成麻薬の見本の写真とかを見ることはあっても、覚せい剤というのが全く何か遠い世界のことと思ってたのが、やはりここに来ることになって、突然ぐっと身近なものに感じられて、たまたま今回、被告になった方が自分の子供とほぼ同年代ということだととても心揺れるところもあり、裁判員に選ばれるということも考えもしなかったことなんですけれども、やはり、受験ですとか就職ですとか、本当に家庭的には大変な時期ではあったんですけども、参加してよかったなと思いました。

あと、覚せい剤の怖さとかいうのも大変な量が今回見つかったということで、それで考えられないほどたくさんの人の人生を狂わすというようなことが、今回は事前に防げたということで、やはり猶予もつかずすごい事件なんだなということていろいろな知識も増えましたので、大変経験させていただいてよかったなというふうに思っております。

司会者：今回の事件はいずれも覚せい剤の密輸という事件ばかりなんでございませうけれども、皆さんにとっては多分遠い世界のお話で、芸能人が覚せい剤でつかまって、それで大変なニュースとなったとか、それぐらいしか多分、あまり御記憶ないんじゃないかなと思うんですが、こういった、あまり馴染みのない事件を取り扱うことになって、この事件の種類、どういう性質のものなのか、それから、覚せい剤が本当にどのぐらい怖いものなのか、それから、背後に組織みたいなものがあるみたいなことを多分お聞きになったと思うんですけれど、そのあたりのところが腑に落ちるように理解しやすかったかどうか、なかなか飲み込むのに時間がかかったのか、それとも、どちらかからかこういう説明があったので割とすんなりわかったのか、そのあたりのことをちょっと、私の方からお伺いできますでしょうか。

裁判員経験者 1：職業柄、化学薬品を扱ってしまして、化学物質の、化審法とかいろいろ化学物質に関する法律がありますですね。

覚せい剤ももちろん、覚せい剤取締法もいろいろありまして、ある化学物質を扱うにはそれなりの届け出と当局からの認可を取って、取り扱い資格が要るわけですね。そういうのを一応バックグラウンドとして持っていましたので、覚せい剤の密輸入、あと使用、これは大変な問題という認識がありましたんで、これはえらい問題だと。中国では、多分死刑に値するような重大な、あへん戦争以来の問題があるというようなこともちらっと頭にありまして、これはきっと重大事件に違いないという考えで取り組まさせてもらいました。

そして、驚いたことをちょっと調べてみると、覚せい剤の事件がたくさんありまして、日本は何か主犯格の人が海外にいるかもしれないなという印象を持ちました。

それで、裁判のポイントは覚せい剤を密輸入しているというちゃんとした認識があったかがポイントだということをお教えしてもらいまして、その点を検察官の方がどう言われてるか、被告人の方がどう言われているかということを一生涯懸命、専門用語難しかったんですけど、勉強するようにしました。

いろいろ教えてもらってるうちに、一番難しかったのは量刑なんですね。こういう犯罪はどのぐらいの懲役刑になるのかとか、罰金刑とか、そういうのがわかりませんでしたので、過去の事例を参考にして判断させてもらいました。
ということです。

司会者：ありがとうございました。

裁判員経験者 2：覚せい剤とか、そういうのは私の周りには絶対ないような世界だったので、初めてこの裁判に出たときは本当にびっくりしてしまって、自分が何となく思ってたイメージとイメージがもっと深いところまでお話したということで、よくわかるといえばわかるんですけど、裁判の途中に検察官と被告の方とのやりとりがありますよね。

それを見ながら、こういうふうになって、こうなって、ああなってというだんだん流れがわかってきて、そんなに全くわからないとか、そういうことはなく、割とわかりやすく、ずっと自分の中に入ってきたので、その辺は大丈夫でした。

司会者：大体、どのあたりで、こんな事件なんだなっていうのがおわかりいただけましたですか。

裁判員経験者 2：2日目ぐらいですね、割と事件の核心に迫っていく毎にだんだんわかってきました。

司会者：ちなみに、今日御参加いただいております方、皆さん、密輸の故意というんですか、争われた事件なんですかよね。

裁判員経験者 1：はい。

司会者：ありがとうございました。

裁判員経験者 3：初めの冒頭陳述とかいろいろあったんですけど、大体皆、説明とかいろいろ流れとかがわかりやすかったです。

司会者：このあたりのお話はまた伺ってまいりましょう。

5番さん、いかがですか。先ほど、遠い世界のお話だったということがあるんですけども。

裁判員経験者 5：遠い世界の話だったんですけども、裁判員に最後の抽選で11時ごろに選ばれて、1時には法壇に座ってるという状況で、そこで15キロの覚せい剤が目の前に、はい、裁判員さん見てください、持ってくださいって言われて、それで、え、本物っていうぐらいびっくりして、だけど、やっぱりその量が末端価格で十数億円だとか、市場買い取りすると50万回分ですとか、そういうところで、これは大変なことだというのが、やっぱり、そこでもうちよっと来ましたので、当然、予備知識も何もないんですけども、そこは裁判長さんと裁判官の方が本当に素人という形で一から説明してくださったんで、とても自分がびっくりしてる状況と、実はこうですよというのがだんだんと頭に入ってきたんですけども、その間に、全く今日は何の裁判ですっていうのも、その日に知らされてということだったので、詳しいことはわからなくても、あなたが担当するのはこういう分野のことですよということが多少知識としてあれば自分としてももう少し何か、インターネットもいろいろなメディアがありますので、何かちょっと心の準備的なことができたかなということは少し思いました。

結果的にはすごく丁寧に説明してくださったので、そこはよかったと思います。

司会者：覚せい剤の現物の取り調べがあったわけですか。

裁判員経験者 5：証拠品として出してこられて、その大きな塊と分析をしたカプセルに入ったのを裁判員全員に目の前で見せてくださって、こんな分析したから何グラム減ってるんですよというところまで見せてくれはったんで、びっくりしました。

司会者：皆さんの法廷でもあったんですか。証拠物の取り調べというのは。

裁判員経験者 1：はい、証拠品、見せていただきました。

裁判員経験者 2：氷砂糖みたいな塊でした。

司会者：では、どうでしょうか。三者の皆さんから何か御質問とかありましたら。

お聞きになりたいこと、多分いろいろおありだと思いますから。

金村弁護士：2番の方から，2日目ぐらいから徐々にわかるようになったということがあったんですけども，1日目というのは，弁護人の冒頭陳述とかで一応弁護人もこういう事件なんですと説明させていただいたと思うんですけども，それはやっぱり頭にはあまり残らないということなんでしょうか。

それとも，やっぱり検察官の方がすばらしかったので，弁護人の方はあまり記憶に残らなかったということなのか，全体的に記憶に1日目はよくわからへんうちに終わっちゃったなということなのか，そのへんをちょっと教えていただけますでしょうか。

裁判員経験者2：私の場合は，担当された検察官，女性の方お一人と男性の人だったんですけども，頭の切れがちょっと違うという感じだったんで，ドラマを見てるような感じで，明らかに証人の方がおられて，被告人だったんで，私も，この人は絶対犯人だろうというのに弁護されてるわけじゃないですか。そして，弁護士さんの影がすごく薄くて，検察官がこおって出て，存在がすごく大きくて，弁護士さんの影がすごく薄かったんですよ。

それで，何か……わかりやすかったんは検察官でした，そのときの担当された。弁護士さんは，ちょっと口を……何か滑舌が悪いというか，失礼なんですけど，何を言ってるのかわからなくなってきた，何かいらいらしてきた，何が言いたいのかっていう感じだったんです。

金村弁護士：ありがとうございます。

林検察官：今，2番の方から，ちょっと冒頭陳述のお話があったんですが，やはり検察官としては，なかなかこの点の事件は皆さん普段から馴染みのない事件なので，冒頭陳述，相当工夫凝らしているとは思いますが，やはり，それでもちゃんと伝わってるのかなと，かなり大きく占める事件だと思うんですよ。

なので，ちょっとほかの方からも冒頭陳述のわかりやすさ，実際，検察官の冒頭陳述を聞いた時点で，問題になってるのはこういう事件だったというのがある程度イメージがつかめてるものなのか，弁護人の話も聞いて，証拠まで見だしてからようやくわかってきたような形なのか，ちょっとそのあたりを教え

ていただければと思います。

司会者：ほかの方ということでございますね。

では、どうでしょうか。資料も一応、またお送りさせていただいてお思うんですけれども、検察官の冒頭陳述のわかりやすさという点でいかがでしょうか。

いろいろ細かい事例，たくさん書いてあるところもあったと思うんですけれども。

1番さん，いかがでしたかね。耳で聞いてという部分と，それから，このメモ書きの部分と両方要素としてあるかと思うんですが。

裁判員経験者1：検察官の方の冒頭陳述は，最初は，ちょっとフォローするのがちょっと大変だったんですね。それでも，だんだん聞いてるうちにこういう問題なのかっていうのがわかってきました。

それで，一番わかったのは，証拠品を見せてもらってからですね。粉末状のものとか，これに入れて運んだとか，あとスライドとか何とかで，どういうふうに隠し持って，体の下に入れたりして，その写真なんかも見せてもらいましてよくわかったという感じでした。

言葉だけでは難しかったかなと思います。

司会者：1番さんの事件では，検察官が出した冒頭陳述要旨のメモはA3の紙1枚に結構細かい字でびっしり両面書いてあるものなんですけど，やっぱり，この文字情報とか読み上げを聞いているだけではなかなかどんな事件か腑に落ちない，もう少し情報量は少なくてもいいかな，どちらでしょうか。それとも，もう少し情報量たくさんあったほうがいいのか。

裁判員経験者1：情報量はこのぐらいで十分で，あとはやっぱり証拠写真とか証拠物のみで文章がよく理解できるようになったという印象を持っています。

林検察官：そうすると，例えば冒頭陳述の使われ方としては，最初はこれだけ全体聞いてみたときにはわからないけれども，あとで証拠調べ，証拠を見てからもう一度こっちを見ると，ああなるほどというような使われ方だったということ

ですかね。

裁判員経験者 1：はい，私の場合はそうでした。

司会者：3番さんにも伺いましょうか。いかがでございましたか。

検察官の冒頭陳述とって、最初に出してきた書面と、それから、それを読み上げるとというのがあったと思うんですが、メモ書きを配って……3番さんの事件では、検察官の配ったものは、A4、1枚のメモを配って説明があったと思うんですが、この内容はわかりやすいものでございましたでしょうか。

裁判員経験者 3：わかりやすかったです。

司会者：そうですか。

裁判員経験者 3：結構，絵にも描いてるしね，結構わかりやすかったです。

司会者：5番さんの事件ではいかがでしたか。

裁判員経験者 5：検察官の方が作られたメモは、実際はカラーだったんですけども、色分けとか、字の太さとか、本当に大事なところというか、ポイントのところをはっきりとわかりやすくしてくださったので、それを見ながら聞いていると、なるほどという、すごくわかりやすくて、ちょっと弁護士さんには悪かったですけども、弁護士さんが作られたのは、ちょっと字もポイントも細かったので、ゆっくり読まないといけない部分がちょっと、どうしても比較になってしまってわかりづらかったというのと、弁護士の方が被告人と証人の方をお名前と呼ばれるんですけども、私たちも初めてそういう場に立って、被告人、辩护人というイメージはあるんですけども、何々君、何々君というのを、それはそういう論法でやってらっしゃるんですけども、その方がしょっちゅう入れ替わって、反対になってしまって、間違いがあって、裁判長が被告人、証人という言い方に変えなさいって何回も指導が入るんですけども、相変わらずそこはやっぱり改められることなくいったので、やっぱり初めてそういう場に立った者にしたら、何のことかちょっと混乱してしまって、そこは何かもう少しこちらに訴えるのであれば、工夫があったり、そこでそういう呼び方をやめるとか、していただけないのかなというのは思いました。

司会者：自分の被告人の名前を間違えるといけませんね。

裁判員経験者 5：弁護人がおっしゃるんで、一生懸命やってはるんですけど、しょっちゅうその方が反対になるんで、あれっ、聞いてる方にすると、どっちやったかなっていうところがあつて。

金村弁護士：大変耳が痛いんですけども、基本、弁護士会の方では被告人と呼ぶと、やっぱり悪いことした人じゃないかというふうなイメージを与えてしまうので、名前呼びましょうというのが基本的な多分スタンスだと思うんですね。

そういったところがわかりにくかったというところがメインなのか、やっぱり言い間違えるのがやっぱりわかりにくさの現状なのか。

裁判員経験者 5：それが1回、2回じゃなくて、ずっと間違えはるんで、もういい加減にしてっていう……

金村弁護士：でしたら、名前呼ぶことがわかりにくいというよりは、間違えるから混乱してくるという。

裁判員経験者 5：名前呼びはるんやったら、間違わずに言ってくださいということですよ。

金村弁護士：恐らく5番さんの方の事件は、被告人が外国の方で、証人が多分日本人の方ですよ。

裁判員経験者 5：どちらも日本名を名乗っておられるので、そこで混乱するのはそういうことです。

金村弁護士：わかりました、ありがとうございます。

和田裁判官：まず、2番さん、3番さんにちょっとお聞きしたいんですが、弁護人の方としたら、共犯者は嘘を言ってるかもしれないよ、こういう点はおかしいんじゃないんですかという、そういうことを注意して聞いてくださいという趣旨で冒頭陳述されたと思うんですけど、そこらへん、うまく伝わらなかったですかね。

裁判員経験者 2：伝わってました。裁判長の方が、被告人は犯人じゃないってい

うところから入っていくというふうに教えてくださったんで、私はそれもびっくりしてしまっただけですけど、何か、証人がいるけれども、あの人が必ずしも犯人ではないという意識で見えてほしいということは最初におっしゃっていたので、それはすぐ理解できました。

和田裁判官：弁護人の言いたいことがあまり伝わらなかったわけですか。

裁判員経験者 2：伝わらなかったです。資料をやっぱりいただいたんですけど、割と分厚かったんですけど、弁護人の、結構枚数は多かったと思うんですけど、何か弁護士さんがいらっしゃるのにこんなん言うたらいけないけど、何言うてるのかなっていう感じで。ちょっとあんまり私はそういう勉強してないから余計やと思うんですけどね、何言ってるんかなって感じだったんです。

和田裁判官：端的に何が言いたいか。

裁判員経験者 2：わからなかったです。

和田裁判官：伝わりにくかった、そういうことですね。

裁判員経験者 2：はい。絶対そんな弁護してたら、この人、犯人じゃなくても犯人になっちゃうわっていう感じだったんですよ、私の中で。

司会者：ちなみに、2番さんと3番さんの参加された事件、同じ事件なんですけれども、弁護人が出した冒頭陳述のメモは2枚なんですけれども、A4で。弁論要旨のほうは13ページ、非常に膨大なメモですね。これだけ分厚いとかえってわかりにくい。

裁判員経験者 2：一体何なのか……滑舌が悪い上に枚数は多い、内容は何かわかりづらい、最悪っていう感じだったんです。正直なところ。

お二人いらっしゃったんです、弁護人。2人もいるのにつて、ちょっと思っ
てしまって。どっちか1人、しっかりしたらいいかな。お二人ともちょっと感じの似たような弁護士さんだったので、何かちょっと、うしろからぼっと押し
たら倒れそうな感じのお二人でしたんでね。申しわけないです。

和田裁判官：本当にいろいろ参考になります。

やっぱり、量が多いというのは駄目ですか。

裁判員経験者 2：弁護士の方々がわかりやすく説明してくださってたら、きっとこれも、13枚もすんなり入るかなと思うんですけども、元々が本当にちょっと説明が、少し下手と言ったら何なんですけど、そんなだったんで、何かいつも何が言いたいのって毎日思いながら通ってるような感じだったんで、もしお話が上手であれば、こんなに枚数あっても大丈夫かなと思います。

もし、そんなにしゃべるのが伝わらないようでしたら、もう少し凝縮してされたほうが私たちには伝わるかなと思いました。

和田裁判官：ありがとうございました。

司会者：3番さんも同じ事件ですけど、何か付けるところとか、違うなというところとか何かありませんか。

裁判員経験者 3：別にはないです。

和田裁判官：また1番さんの事件は、共犯者も出ただけけれど、それについては、あまりそれが前提にならなかったということですね。そこらへん何か、どうでしょうか。

裁判員経験者 1：私の場合の裁判は、共犯者の主犯格の人の裁判が既に終わってましたので、共犯の方も罪を犯したというような意識を多分持たれてたと思うんです、最初から。

だから、私どもの理解も既に一つの裁判が終わってましたんで、わかりやすかった、理解しやすかったです。

その人が覚せい剤という認識があったかどうか争点で、弁護される方は、疑いが残るよということを一生涯懸命やられて、聞いてると、なるほどなと思いました。

その疑いが残るということは、やっぱり、ちょっと違うんじゃないかということ、ちゃんと理解するにはそれなりに、最初から成田空港のときの税関の方とのやり方から、その他ずっと、何ですか、やりとりの経過ですね、ずっと見渡して、それで、やっぱり合理的な疑いが残るというふうには言えないんじゃないかということにたどり着くまでかなり時間がかかったなという印象

があります。

弁護人の方，一生懸命やられたなという印象を持っています。それでも，やっぱり覚せい剤を運んでるという認識はあったという結論になったわけですが。

和田裁判官：裁判が始まる一番最初の段階で，何が問題なのかというのは，検察官，弁護人の主張，要するに冒頭陳述で皆さんに的確に伝わるものだったかどうか，そこらへんいかがだったですか。

司会者：1番さんのほうの事件は，成田空港で手荷物の中に入れた薬物を密輸しようとしたけれども，税関で発見されたという事件でしたけれども，争点になりましたのは，被告人が持ち込んだものが，これが何らかのドラッグ関係であるということは被告人も認めていたわけなんですけれども，覚せい剤であるとは思わなかったと。合法ドラッグみたいなものだろうというふうに考えていたんだというのが弁護側の主張だったんですが，それが審理の最初の段階の冒頭陳述で，ここが争点なんですというあたりのところはずぐにおわかりになりましたか。

裁判員経験者1：私はすぐにはわからなかったんですね。

合法ドラッグという言葉自体を知らなかったものですからね，どこで合法ドラッグというのか，それをそしゃくするのに時間がかかりました。

和田裁判官：じゃあ，もうちょっと弁護人としては端的に言ってほしかった。

例えば，日本で認可されてない薬物だという，医薬品だという認識はあったんだけど，覚せい剤みたいなものだとは思ってなかった。それが争点なんですよとか。

裁判員経験者1：争点はお互いにわかってたと思うんですよね。ただ，それを被告人が理解してたかどうかはわからんということを説明されたわけですね。

それで，もう覚せい剤法で持ち込んだものが覚せい剤でないということをはっきり認識していない場合は問題なんだというようなことを教えてもらいまして，そこで決まったと思いますけど。

和田裁判官：ちょっと難しい裁判でしたね，麻薬類とかとわかってて，覚せい剤を排除してなければ故意があるんですという，そこらへんちょっと難しい……

裁判員経験者 1：はい。

和田裁判官：それがわかったのは，裁判官が説明してということですか。

裁判員経験者 1：はい，それは裁判官の方に教えていただいて，そうかという。

それが覚せい剤であるとはっきり認識していたかどうかはわからんということ
を弁護人の方，言われてたわけです。でも，高額な報酬もらってるし，過去何
回もやってるしとか，そういう情況証拠いっぱいありましたね。

和田裁判官：ただ，そこらへん，裁判官に説明を受けるまでは，やっぱり検察官，
弁護人の主張だけ聞いたんでは何が問題なのか，そこらへんが伝わらなかった
ということですか。

裁判員経験者 1：はい，言葉が難しくて，合理的な疑いが残るかあるかという言
葉についていくのが結構素人としては難しくて，難しかったということです。

和田裁判官：ありがとうございます。

金村弁護士：今のと関連して少しお聞きしたいんですけれども。1日目の最初に
個室の部屋で裁判官の方から常識に従って判断して間違いはないというときには
有罪になるけれども，常識に従って判断して疑いが残れば無罪ですというよう
な説明があったかと思うんですけれども。その説明と，恐らく弁護人のほうか
らは，合理的疑いを入れない程度に立証がつくされたかどうかを見るべきだと
か，そういう別の言い方からの話もあったと思うんですけれども。そのへんは
同じことを言ってるんだなという御認識が最初からあったのか，それとも，例
えばそこは語句を統一してくれたほうがよかったとか，そのへん何か感想等あ
りますか。

もしくは，そういった話を聞いたことも覚えてないとか，それでも結構なん
ですけれども。

司会者：それは，選任後の説明の中で，まず裁判官のほうから事実認定のルール
について説明がありますよね。それと，弁護人が言ってることが同じなんだと

ということがわかったかどうかということですか。

金村弁護士：はい、そうです。

裁判員経験者 5：難しい聞き方なんですけども、最初、裁判官の方からは客観的事実から推認できることでしか判断はできません、あなたはその現場にいたんじゃないでしょうという、そこらへんからスタートして。私の担当した裁判も、やはり共犯の人がいて、その方も、おっしゃったように既に実刑を受けておられて。その人が証人に立たれたので、なお、その方、その現場にいたわけですから、とってモリアルにというか、生々しくというか、よどみなく語られるので。とても説得力というか、合理性があったし。ただ、それにしても、あくまで証言は証言、出てきたものは出てきたもの、被告が言ってることは言ってることということで、全部を推認するというところはやっぱりどちらにも偏らずにということところは、最初の裁判長のお話でとても。私はその場にいなかったんだ、自分たちが判決を出すとかいうに当たって、やっぱり推認、客観的なことから詰めていきましょうという姿勢は、やはり裁判長のほうから重々お話があったので、そこは間違いなかったのかなと思います。

司会者：検察官や弁護人の出したメモ類とか、あるいは論述のわかりやすさという点を中心にお話をお伺いしてたんですけれども。実は、今回の経験者の皆さん方は、いずれも共犯者が証人として出てきて、証人尋問が行われたという事件なんでございますけれども。証人尋問は検察官も弁護人もそれぞれうまくやるには結構技術と言うんですか、それがいるところでございまして。そのあたりがちゃんとうまくできていたかどうか、裁判員の目からごらんになって、検察官や弁護人の尋問というのの上手、下手というのはどんなふうにお感じになられたのか、私、ちょっと聞いてみたいところなんですけども、いかがでございましょうか。

1番さんから、いつも同じで申しわけありませんが、率直な御感想をお聞かせ願えればありがたいんでございますけれども。

裁判員経験者 1：もう半年以上も前のことで、記憶が定かじゃないんですけども、

当日，そんな違和感はなかったんです。きちんと質問されてたんだと思います。

司会者：検察官も弁護人もそう，これは下手だなと思うところは特になかった。

裁判員経験者 1：特にありませんでした。

司会者：ありがとうございました。

裁判員経験者 2：すみません，先ほどと同じような話になるんですけど，検察官の方が本当にお二人，女性も男性も完璧な方で，抜かりなくという感じでしたので。弁護士の方が，きっと抜かりなくやってらっしゃるんだと思うんですけど，すごく影が薄くて。何もやってないように見えてしまうんですよ，申しわけないですけど。本当に検察官の方はすばらしかったです。そのときのお二人は，女性も男性も。

司会者：尋問は2人で役割分担をして。

裁判員経験者 2：されてましたね。

大体，男の方が最初に突き詰めていって，女性の方がまたいろいろ。お二人決めてるんでしょうね。それで，あと追及して，ポイントも合ってますし，私はすごくわかりやすかったです。

司会者：弁護人の方の証人尋問は。

裁判員経験者 2：私の記憶がもうないぐらいなんですよ。本当に何か影が薄くて，いつも何を言ってるのかなと。お二人かかってきてらっしゃるのに，何言ってるのかなって感じだったんです，本当に。申しわけないんですけど。

司会者：ありがとうございました。

3番さんも同じ事件でしたが，何か弁護士さんにアドバイスというか，ここをこうしたほうがいいよというの，何かお考えになったことがありましたら。

裁判員経験者 3：あの検察官の方に反論するのは，とてもじゃないけど難しいと思います。

裁判員経験者 5：検察官の方は男性と女性とおられて，最初の冒頭陳述は男性の方がされて，そのときは割とはっきりしゃべってはったんですけども。途中からちょっと聞き取りにくくなって，一生懸命聞いてたんですけども。もう1人

の女性の方はすごく声がよく通るというのもありましたけど、はきはきとされてて、証人に尋問される時も、証人が反論しても、すぐに、じゃあ、ここはどうですか、この点はおかしくないですかということで、そのやりとりを裁判員として見ているだけで、すごくイメージがわくというか、わかりやすくて、すごいなって思ったんですけど。

弁護士の方が証人に質問したりされる時は、途中で、じゃあ、証拠の何番、何番を映しますっていうことでモニターに映されたりとか、視線があちこち行って、細かい字で書いてあることも読まなかんし、パネルも見て、証人との間を行ったり来たりされるので、ちょっと聞いたり見たりしてる側がちょっと落ちつかないなという、集中できないなという雰囲気があったように思います。

そのやりとりの中で被告人と、いやいや、そんなん言ってなかったやんとか、そんなん打ち合わせにないよとか、ちょっとそこで何かもめたりしたもんで、ここでやるんですかっていうところはびっくりしました。打ち合わせをもっとよくされないのかなというところですね。そこらへん、もうちょっと整理されてたら。被告人の方もムッてされてたんで、心証よくないかなという気がします。

金村弁護士：事実関係の確認なんですけれども、そんなことを言ってないじゃんと言ってたのは、被告人のほうで弁護士に向かって、そんなの打ち合わせで聞いてなかったとか、そういうけんかになったのか。もしくは、弁護士のほうから、あなた、打ち合わせではそんなこと言ってなかったでしょうという……

裁判員経験者5：両者、それがかみ合わなくて、言った言わないっていうふうに。

金村弁護士：物を示すとき、証拠を示すときに行ったり来たりして。ちょっと集中力が途切れてしまったという感じなのかなと思うんですけども。私なんか、物とか証拠物なんかを示したほうがよりわかりやすくなるかなと思ってたんですけども。特に示されたものを見たことによって、従前証拠調べが終わってると思うんですけども、あのことをこれから聞くんだとか、そういうふうにわかりやすくなったとか、そういうところは特になかったんでしょうか。

裁判員経験者 5：拡大して見せてくださる機械の使い方にもよくなれておられなかったみたいで，上下反対だったりとか，スイッチどこみたいなこと等，そのへん，よく打ち合わせされたらいいのかなというふうに思いました。ページをめくるのにちょっと時間がかかってしまったりとか。いっぱい附箋をつけてはったんですけど。

金村弁護士：そういうところで，ちょっともたもたしてしまった。

裁判員経験者 5：そうですね。それから，同じ資料を何回も出されたりとか。もうちょっと効果的な見せ方があるんじゃないかなって思いました。

司会者：何でもたくさん見せればいいというものではないということですよね，非常にいい御意見だと思うんですね。ポイントを絞ってね。

今のところ，検察官の方の証人尋問は何かすごかったっていう御意見も結構多いんですけども，何か辛口の御意見，何かございませんかね。ここは気をつけろとか，上から目線で証人尋問するなとか。そういうところはなかったですか。

裁判員経験者 2：完璧でした。

司会者：あとは証拠調べ関係で，当事者のほうから何かこの点，聞いておきたいといったようなことは。

林検察官：先ほど，5番さんのお話の中にあっただかと思うんですが，裁判官のほうから，証人の，共犯者の証言を置いていて，客観的なものからどこまで言えるのか，まず考えましょうという話があったということだったんですけど。客観的なもの，客観的にいろいろ出てきた証拠が本人の認識について，どの情報がどういう意味があるかということですがね，こういう証拠が，例えばある証拠があったときに，その証拠が本人の認識にどういうふうにつながっていくのか。それは，例えば冒頭陳述の段階ですぐわかったのか，あるいは，そのあと実際に皆さんの評議で考え出してからわかったような話なのか。あるいは証拠が法廷でモニターに映るなりしたときにわかったようなものなのか。そのあたりの客観的な証拠がどの程度わかりやすかったのか，そのあたりをちょっと教

えていただければと思います。

裁判員経験者 5：客観的な証拠といっても、その被告の方がこういう行動をしてこういうメモを書きましたよとか、こういうものが車の中に残っていましたよとか、そういうことも、むしろ評議の段階で裁判長さんがボードに流れを書いて、その時点で、こういう意図を持ってこれを書いたのかとか、だからここにあったのかというふうな、そういう説明があって初めて腑に落ちるといえるか。怪しいなという気持ちがあっても、それが整合性とおっしゃるものに当たるのかというのは、やっぱり、その説明も聞かないと、素人にはすっとこないもので。むしろ、法廷で見せられた、メモを見せられた、冒頭陳述とかこういう書類を見たという段階よりは、それを見ながら、評議の時間も十分ありましたので。そこで詳しい説明を聞いてる中でだんだんと腑に落ちていったというのが、実際私としてはそういう感じですね。

林検察官：そうすると、法廷で聞いている時点では、あとでこれがどういう意味を持ってくるのかはよくわからなかったということですね。

裁判員経験者 5：よくわからなかったというか。やっぱり被告の方も感情を表に出されるときもあるし、証人の方も流れるように証言をされるので、それだけ聞いているとすごく説得力はあるんですけども、そういうのに流されずに、もうちょっと客観的にと思うと、やっぱり、そのあとの評議での話し合いの中のほうが、あのとき、あんなふうに言ってたけども、実はこうなんだなということが一つ一つ落ちていって、量刑に反映するというふうな流れやったと私は思っています。

林検察官：わかりました。ありがとうございます。

司会者：よろしいですかね。

では、今、評議の中のお話が少し出ましたので、充実した評議をどうしていけばいいのか、そのあたりのところもお伺いしてみたいところではあるんですけども、どうでしょうかね。どなたかから、何か聞きたいこととかございますか。

和田裁判官：今回，ざっと二つに分けられて，事件が。2番さん，3番さん，5番さんがやっていた事件，これについては，どうも共犯者の方が出てきて，そして共犯者の人の言う内容が信用できるのか，どういうことで信用できるのか考えていただく事件だったと思うんです。

そこで，そのヒントとして検察官，そして弁護人はそれぞれ論告弁論というものをを出して。最後に出てきましたね。

本当にどういう点で証人の証言が信用できるのか，間違いはないか。弁論が，それが端的に伝わるものだったかどうか，考える参考になったかどうか，そこらへんをまずお聞きしたいんですが，5番さんの場合，いかがだったですか。

裁判員経験者5：冒頭陳述，それから最終弁論に至るまで，それぞれメモなり冒頭陳述要旨なりを出されてるので，それを両方見ながらというところなんですけども。やはり，書類の説得力というか，アピールの仕方というか，それがかなり差があったかなというところがありますし。最終弁論という限りは無実ですということを訴えられるわけですよ。それにしては，ちょっと言葉はよろしくないかもしれないんですけど，思ったことを書いておられるという印象でしかなかったの。ちょっとここにコピーがありますけども，「言いがかりです」とか，「知ってたんじゃないの？」とか，どなたと話をされてるんですかという印象がなきにしもあらずだったので。ある方の無実を証明しようとするのであれば，もう少し書きようもあるんじゃないかなというところですね。

司会者：5番さんの事件は，弁護人が出してきた最終弁論のメモは4ページでしたね。A4の紙4ページに文章が書いてあるんですが，中に「知ってたんじゃないの？」とか，先ほどお話がありましたように……

裁判員経験者5：「言いがかりです」とか。

司会者：ええ，そうですね。

裁判員経験者5：「知らなかったんじゃない？」のとか。

司会者：そういう，割とくだけた調子のメモ書きになってるんですよ。

裁判員経験者5：はてなマークが多いんですよ。でも，やっぱり事実と思って主

張されてるんであれば、このはてなマークが多いねっていうのは、ちょっと気にはなりました。

司会者：弁護人にもしアドバイス，私だったらこうするとか，何かアドバイスがありましたら。こうしたほうがいいのかというのがありましたら。

裁判員経験者 5：冒頭陳述の時点で検察官の方が出してこられたこのメモも見られてるわけですから，やっぱり，それと対応するような主張。主張というか，説得力のあるものをつくられたほうがいいんじゃないですか。ごめんなさい，上から目線で。

和田裁判官：弁護人として，証人の述べる内容でどういう点が不合理，あるいはおかしいんだと言ってるか，ということがあんまりよく伝わらなかったということなんですかね。

裁判員経験者 5：そうですね，あるときは証人のそばに行つて。ちょっと表現がいいかわかりませんが，ちょっと重箱の隅をつつく的な，そこはどうでもいいんじゃないのということを聞かれたり。ここのここが聞きたいんですよという，ちょっとそういう強さがあまり感じられなかった。

その間に，証拠の提示があつたりとか。ちょっとばたばたとした感じがあつたので。そのやり方じゃないほうがいいんじゃないかなという印象でした。

和田裁判官：見せていただくと，冒頭陳述の段階から，争点と書いて，双方の主張を挙げてみたりとか，弁護人なりに一定の工夫がされてるのかなと思うんですけれど。この冒頭陳述の段階でこんなのを入れられていかがだったですか。何のためにやるか御理解できましたですか。争点という部分，こんな対照表みたいなものがあるんですが。

裁判員経験者 5：確かにこれ見ててもよくわからなくて。あまりこれは参考にしなかったように記憶しています。むしろ，最初の何を争ってるのかというところで，いっぱいイラストとか入ってるんですけども。それよりは，ここっていうところをもっとわかりやすくしていただければなと思いました。

和田裁判官：非常に有益な御意見ありがとうございました。

続いて、同じように共犯者の証言内容を争ってた2番、3番さんのほうはいかがだったですか。

弁護人がどういう点で証言がおかしいと言ってるかとかいうのは伝わりましたですか。最後の弁論とか、役に立つものだったでしょうか。いかがでしょうか。

裁判員経験者2：役に立ってないです。ごめんなさい、上から目線で。

検察官の方の資料がわかりやすくて。検察官の方の資料を見て大体理解ができた弁論がすごく多かったの。私の中では99%が検察官で、1%だけが弁護士の方という印象でした。

和田裁判官：弁護人が何を言おうとしてるか伝わらなかったわけではないんですか。

裁判員経験者2：それも、私の中では、いつも何言ってるのかなって。私がおばかやと言われたらそれまでなんですけど。検察官の方はわかりやすかったんです、本当に。

和田裁判官：弁護人の弁論がわかりにくい理由ってどこにありましたか。

裁判員経験者2：まず、ぼそぼそしゃべられて。検察官の方が特にはっきり言うお二人だったということもあるんだけど。滑舌が悪かった。もともとのそういう、そういったところを指摘したらいけないんですけど、もう少しはきはきしゃべったらいいのについていうのがありました。マイクもあるのに。

検察官の方も、たまに何言ってるのかなって首かしげてる。弁護士の方が何か言っはるときに、あったんで、私もわかるって思って聞いてました。

和田裁判官：先ほどのお話だと、量が多いというの。

裁判員経験者2：そうですね。量が多い割に滑舌悪い、何言ってるのかわからない、どうしたいんやろうっていつも思ってましたけど。

和田裁判官：ポイントが絞れてないってことですか。

裁判員経験者2：あ、そうですね、はい。

和田裁判官：ありがとうございました。

司会者：3番さんはいかがですか，何か違うとか，この点もとかいうのは何かありますか。

裁判員経験者3：大体2番さんと同じ意見なんですけど。ちょっと，あの段階で弁護士さんがかわいそうになってきました。

和田裁判官：あと，続いて1番さんの関係ですが，1番さんの関係では，要するに共犯者の証言もあったんだけど，むしろ，状況的なもの。それで被告人が覚せい剤を排除していない麻薬類，それがわかってたかどうか考えるという事件だったみたいですね。

裁判員経験者1：はい。

和田裁判官：それについて，検察官の論告はそれを考えるべく参考になったものなのか。それと，弁護人のほうはどういう点でそれに疑問があると言ってるのか，よく伝わるものだったのか。そこらへんちょっと教えていただきたいんですが。

裁判員経験者1：検察官の方からの論告では，供述何回かやってて。麻薬の概念が覚せい剤かコカインか，何かそういうものというような認識を被告が持ってた。それは途中で覚せい剤かコカインかもしれないとか，何かちょっと揺れたところがあるんですね。そういうところから，覚せい剤ということがわかってなかったんじゃないかというようなことを弁護人の方がずっと言われてたんですけど。

和田裁判官：ちょっと質問が悪かったのかもしれませんが，弁護人がどういう点に疑問を持ってるのか。それはよく伝わるものだったんですか。

裁判員経験者1：はい，よく伝わりました。

覚せい剤とわかってなかったというのは，被告人は海外ではドラッグストアで買えるものとか，日本では認可がおりてないような薬剤を持ち込んでると思ってたというような言い方をされてるんですけども。それを合法ドラッグといって，日本では手に入らんけども，向こうでは手に入るというような言い方で。そういうことから覚せい剤とはわかってなかったんじゃないかという言い方を

されてるんです。

司会者：弁護人が出した資料，弁論の資料とか，そこらへんのものは，まあまあできがよかったという御認識ですか。

裁判員経験者 1：はい，できがよかったという認識があります。でも，よく考えてみると，ちょっとごまかしがあるというふうに思いました。

和田裁判官：割と短かったんですね，弁論自体は。

裁判員経験者 1：弁論自体は短かったです。

司会者：弁論は……そうですね，この 1 番さんの事件では，弁護人でお出しになった冒頭陳述は A 4，1 枚のものですし，それから最終弁論のメモも A 3，1 枚で，割とすっきりと書かれていたものですね。

和田裁判官：だから簡潔で，何を問題にしているのかは。

裁判員経験者 1：わかりました。

和田裁判官：よく理解できたということですね。

どうもありがとうございました。

司会者：それでは，先ほど 1 番さんもおっしゃっておられましたけれども，一番難しかったのは量刑という御印象だったというふうに伺っておりますけれども。量刑を考える評議というのはどの裁判員裁判でも非常に難しいのですけれども，この中で，例えば議論がしやすかったとか，例えばこういう資料が役に立ったとか，そういうふうな感想みたいなものがありましたらお伺いしておきたいと思うのですが。いつも 1 番さんからばかりで何ですから，5 番さんからお伺いしてよろしいですか。

裁判員経験者 5：もちろん，共犯の方の量刑というのも大変参考にはなったんですけども。

司会者：共犯の方の刑は，これは証拠で出てきたんですか。それとも証人で，証人尋問のときに懲役何年になりますということを聞いたんですか。

裁判員経験者 5：ではなくて，別室での評議のときに，裁判員経験者の方から，この方は何年の刑に服されてるんですかっていう質問があつて。そこで，裁判

長から何年です，罰金いくらですということを聞いて。そこからの評議だったので。法廷ではそういう話はなくて。友人関係にあった二人ですから，年齢も同じ。全く反対の主張をされてるので。やはり，共犯の方の判決というのは参考にはなりませんでしたけども，やはり主張されてることが真っ向違うので，あまりそれに引きずられることなく。ただ相当回数，もう十分に時間をかけて量刑を判断する時間があったので，そこは納得したと思います。

司会者：ありがとうございます。

3番さん，いかがでしたか。刑を決めるというのでは，何か難しさとか，それから，そういうのをお感じになられたことはありませんでしたか。

裁判員経験者3：初めに共犯者の方の刑がもう確定してますので，それよりは重くなると思ってました。

司会者：共犯者の方の刑も，これは証拠で出てきたんですか。それとも，先ほどの5番さんと一緒のように，裁判官からの情報提供という形で。

裁判員経験者3：そうですね。

司会者：2番さんも同じ事件でしたんですけど，いかがでしたか。

裁判員経験者2：スライドで過去の事件の量刑を結構見せていただいたので，それがすごく参考になりました。

司会者：量刑検索システムというやつで出してもらったんですかね。

裁判員経験者2：だと思います。あれを見なければ，ものすごい重い罪を私は思っていたので，犯人に対して。そしたら，そうではない，もっとすごい殺人とか，そういうもののほうがすごくなるのだということがわかって。

司会者：あれはどうか，できればというのは。システムの使い勝手みたいなものは。

操作は裁判官がしてたと思うんですけども，使いやすそうとか，使いにくそうとか，もうちょっとここ変えたらみたいな御意見があると非常にありがたいんですが。

裁判員経験者2：私が見た感じでは，すごく，一目でさっとわかったので，あれ

はすごく役に立ってよかったです。

司会者：ありがとうございます。

1 番さん，いかがですか。

裁判員経験者 1：先例のときから調べまして，それを参考にしたのと，あと共犯者の方の量刑がもうわかってましたので，それを参考にしました。

疑問に思いましたのは，従属的な人なのに主犯よりもかなり重い刑を検察の方が論告されてたのは疑問に思いました。

それで，弁護人の方は主犯よりも軽いはずだと，軽くしてくださいよみたいなことを言われてましたので，そっちのほうはもっともだなと思いました。

以上です。

司会者：やはり，共犯者の刑というのが，やっぱり参考になったということですかね。

裁判員経験者 1：はい。

司会者：これは，ちなみに証拠調べという形で出てきたんですか。それとも，裁判官のほうからの情報提供ですか。

それとも，証人として共犯者が出てますので，共犯者の口から説明があったんでしょうか。

裁判員経験者 1：裁判官の方からの情報です。

金村弁護士：お聞かせいただきたいんですけども，覚せい剤の場合，先例をそれなりに重視されたというお話だったかと思うんですが，そうなると，恐らく覚せい剤の量を結構同じような量のものを多分見せられたかと思うんですけども，この件，4 番さんを除いて，多分皆さん争っていらっしゃるので，反省どれだけしてるかとか，そういうのは全然考慮に入ってなかったとは思いますが，量によって刑がほぼ決まるというんですかね。それなりに重要であるところについて，当初，裁判所に来たときの感覚と乖離してたのか，それとも，それはそのとおりだなと思ったのか，その辺のちょっと御感想を教えてくださいませんか。

司会者：輸入の量がかなり刑を決める上で重要視する事情になりますよという説明がまずあったかどうかということと、それが、すくと納得できるものだったかどうかということですかね。

どうでしょうか、1番さん。

裁判員経験者1：一つは、覚せい剤取締法に量刑に関することがちょっと書いてありますよね。それと……

司会者：営利目的かどうかということで刑が違いますとかね、そういうことが。

裁判員経験者1：何年以上の懲役とか、何年以内の懲役、罰金とか、そういうのを一つの参考にですね。

司会者：それは、裁判官からの説明がありましたんですか。

裁判員経験者1：いやいや、これは自分で調べて。

司会者：なるほど。

裁判員経験者1：それと、あと裁判の過程で更生の意識があるか、反省の意識があるかとか情状酌量の問題ですね。

司会者：量の問題、覚せい剤の量はどうか。

裁判員経験者1：量の問題からもこれくらいかなというふうに。

司会者：やはり、それは、量は重視されてたということですかね。

裁判員経験者1：はい。

司会者：2番さんの事件ではどうでしたか。

裁判員経験者2：量は重視してたと思います。あと、それと、本人の反省の度合い……この私の担当した被告人は、絶対やって……あなたでしようという感じの人だったのにもかかわらず、俺はやってないと最後までおっしやっていたので……すみません、そういう目線でものを考えてはいけないんでしょうけど、反省の色は全くゼロだったんです。

司会者：3番さんの事件も2番さんと同じですけど、やっぱり量というのも決め手の一つ。

裁判員経験者3：量もですけど、初犯か再犯か。

司会者：ああ，やっぱり。

裁判員経験者3：その被告は，前科5犯とかやったんです。14犯……

裁判員経験者2：11犯。

裁判員経験者3：覚せい剤だけでも5件あるという……反省の色が全然ないと，またやりそうな感じで，反省してほしかったです。

司会者：5番さんの事件も，これ，多量の覚せい剤の輸入事件で，先ほどのお話ですと，どんと覚せい剤が証拠品で出てきたと。

裁判員経験者5：証拠物で出てきてびっくりしたという話もしたんですけども，評議の中で，末端価格で幾ら，2億ですよ，回数で50万回ですよという，そういう社会的なすごい影響の話も出ましたし，あと，過去の判例とか，そういうのはデータとしてはわかるんですけども，私の担当したところでは，二十歳そこそこの若者が15キロ使おうと思って決して輸入したのではなくて，やはり，その後ろの，それを密輸する人，売りさばく人，その間の通関というところだけの役割で報酬を得ようとしたところで，大きな犯罪の中の彼が果たした役割というところをやっぱり重視して量刑も決めたので，決して共犯者の量刑だけでなく，過去のデータだけでなく，やっぱり事件事件でいろいろな背景であったり，被告の事情であったり，そういうことを全部全部考えて決めたんで，そこは何か引っ張られるということではなくて，審理には反映してたんじゃないかなと思っています。

司会者：事件関係についての御意見は一わたりお伺いしておりますので，それでは，このあたりで事件の最後，終わりますときに，裁判官からも守秘義務というものについての御説明がありましたけれども，これがどのように皆さんお受けとめになっておられるのか，ちょっとこのところがわかりにくいとか，何か思っておられることがあるならば御感想をそれぞれお伺いしていきたいと思うんですけども，また1番さんからよろしゅうございますでしょうか。お願いいたします。

裁判員経験者1：守秘義務があるということは理解しております。

それで、あと職場でも、みんなわかっておりまして、守秘義務があるやろうということであんまり聞いてこなかったです。

職場でもうちでも、ここに来ますということは言ってるんですけども、そんな深くは聞かれなかったです。

それとメモを、資料とか何とかは全部置いていきますので、覚えてないと言いますか、それで守秘義務はばっちりだなと思ってます。

以上です。

司会者：2番さん、いかがですか。

裁判員経験者2：悪いことをした人ですけれども、やっぱり、この人にも人権とかそういうのがあるだろうから、そういうことはもう一切、絶対やらないようにして、子供たちにも話は、どうだったと聞かれたとき、こんな感じだったよというぐらいの程度にして、人に話さないようには努めました。それが当たり前かなと思ってたんで、それが普通じゃないかなと思って、守秘義務があるということは。

司会者：3番さん、いかがですか。御負担になっておるとかいうことはございませんでしょうか、守秘義務とかいうようなお話があって、ちょっと負担になってるとかいうようなことはありませんですか。

裁判員経験者3：守秘義務は全然負担になってませんし、友達とか家族には、裁判員裁判当たって出席したことは言ってるんですけど、内容については誰にも話しませんし、誰も聞いてくれませんでした。大丈夫です。

司会者：ありがとうございます。

5番さん、何か御意見、御感想ございますか。

裁判員経験者5：裁判の内容そのものよりも、裁判所ってどんなとこみたいな質問、最後になって、何時間ぐらい話ししてって、そういうところにやっぱり周りの人って興味があったみたいで、あんまり中身の具体的なことを聞かれたことはなかったんで、たまたま被告が自分の子供みたいな年ごろでしたので、覚せい剤の裁判だったよっていうことは家族では話はしましたけども、そのほか

の具体的なことについては、むしろふだん行くことのない裁判所ってどんな、法廷ってどんなっていう、そういうところをやっぱり聞かれることが多かったんで、それは差し当たりのないところでしますけれど、守秘義務ということについて何やかんやのことはなかったです。

司会者：あと、せっかくですし、時間もちょっとありますので、5番さんのほうから、裁判所ってどんなということが周りの方からも御質問があったっていうことなんですが、裁判員裁判を通じて経験されて、裁判所の印象、ここはよかったっていうところと、あと、ここは悪かったので改めたほうがいいというところがもし何かありましたら、何か、せっかくですし、お話を伺ってみたいんですけども。

裁判員経験者5：2月ですごい寒かったので、温度は19度設定ですって言われても、多分15度もなかったと思うんです。膝掛け用意してくださったり、いろいろあったんですけども、休廷に入るまで、裁判長すみませんみたいな方もいらしたので、もうちょっと温度上げてほしい。

あと、これは守秘義務に当たるかどうかわかりませんが、1号法廷いうんですか、1階のところだったんですけども、傍聴に来られる方とか、そういう方と、出入り口は違いますけども、廊下ですれ違うとか、裁判所の中のホールっていうんですか、あの辺で顔合わせるとか、たまたま異国の方のお顔がそっくりだったんで、多分御家族かなっていう、誰が見てもわかる方だったので、ちょっと、そういう方との接触はちょっと怖かったです。

司会者：わかりました。

あと何か、3番さんとか、ございますか。裁判所は、ここはちょっと考えてみたほうがという点が何かありましたら、感想とか。

裁判員経験者3：別にないです。

司会者：よろしいですか。温度設定はいかがでしたか。

裁判員経験者3：快適でした。

司会者：よかったですか。

裁判員経験者 2：至れり尽くせりで。

司会者：1番さんはいかがでしょうか。

裁判員経験者 1：特に不満はありませんでした。

感想ですけども、裁判官の方にいろいろ教えてもらいまして、ありがたく思いました。

司会者：どうもありがとうございました。今日はいろいろと御意見伺いまして、本当に私どもも参考になったんですが、今日は報道機関の方も若干傍聴に来ておられますので、質問のお時間を取らせていただこうかと思うのですが。

どなたか、報道機関の方から経験者の方に御質問されたいという方、おられますでしょうか。

記者：今日は傍聴させていただいてありがとうございます。ちょっと一つだけお尋ねしてみたいなと思うんですけども、お話聞いてますと、やはり、当初合法ドラッグという言葉さえ知らなかったとか、最後の量刑の表を見るまで、もし見なければ、とんでもない刑を科してしまうところだったとか、それぞれやはり、ふだん市民生活を送っていく中でなかなかちょっとかいま見えない世界の話というところがとても大きい事件なんじゃないかなというふうに思ってたんですけども、逆に、そういう事件に自分たちが市民として参加したことによってどういう効果が、効果という言葉は適切じゃないかもしれませんが、決め手つかずの判断に加わることによって、こんな点が有効だったんじゃないかっていうふうに思えるところっていうのはどんなところだったか、そういうのがおありかどうかということをお伺いしたいというふうに思います。

司会者：では、1番さんからいかがでしょうか。ふだん、異質な世界に市民が参加する意義というようなもの、何かお感じになられたことがありましたら。

裁判員経験者 1：裁判官と裁判員の方とでいろいろフリーにディスカッションしました。何でも言える雰囲気でした。

そこで私が感じたのは、それぞれの人生、または職業経験から来るいろんな

見方があって、それが私の誤解とか疑問を解くきっかけにもなりましたし、恐らく裁判官の方も司法関係で法律ずっとやられてるんですけども、一般の方と接するチャンスが今度ふえたのだらうなと思います。

その意見が、あと実際の評決にも取り入れてもらいましたし、何らかの影響が出てくるんじゃないかなということを期待してます。一般の感覚を反映するといえますか、そういうのを期待してます。

司会者：ありがとうございます。

裁判員経験者2：法律とか、何も知らない状態で、頭真っ白な状態に入ってますので、それが、何かちょっと偉そうかもしれないですけど、真っ白の状態に入ってるからこそ、いろんなことを見きわめられて、それでちょっと緩和されていいこともあるのかなって思って、だけど、半分、裁判長、裁判官さんたちに何か迷惑をかけてるんじゃないかなっていう思いもありました。プロの方から見たら、何を言ってるんだらう、この人らってということもきっとあつたらうから、そっちのほうが何か私は悪いなという気になったぐらいですけども。

司会者：ありがとうございます。

そういう率直な御意見を私どもも頂戴するほうが、どう皆さんに説明していけばわかるのかということを感じかされますので、本当に参考になることが多いので、もう、それ気にする必要は全然ないと思いますけれど。

裁判員経験者3：裁判所に来たのが初めてだったので、結局、裁判の流れとか、そういうのがよくわかってよかったです。

検察官の人も大変だったんですけど、弁護士さんも大変やなと思いました。それと無実にはなかなかならないことを無実と説明しなあかんのは、大変だと思います。御苦労さまでした。

司会者：ありがとうございます。

そういう苦労みたいなものもよくわかったということで、それも一ついろんなところに反映されるかなというところですかね。

5番さん、いかがでしょうか。異質な世界に市民が参加することの意義みた

いなものについて。

裁判員経験者 5：裁判員に参加することもそうなんですけども、今の御質問にあったように、今回は二十歳そこそこの若者が専門学校の同級生であったというところからスタートしてるんですけれども、専門学校に行くとか高校に行くとか、誰でも普通の生活の中にそういう危険が、危険というか、そういう落とし穴みたいなのが思いのほかひたひたと来てるんだなというのがすごくショッキングでもありましたし、やはり、我が子と重ねるところが大きかったとは思ってますけれども、そういうものからどうしたら守っていけるんだろうっていうのを大分考えました。

特殊な世界の人たちだけのことでなくて、ちょっと油断すると、そこに危機だよってというのが自分としては印象が強かったです。

司会者：どうもありがとうございます。

記者：今日は貴重な御意見ありがとうございます。私から、基本的な御質問になるんですけれども、お話の中で専門用語が難しくてわからなかったということ、合法ドラッグという言葉自体がわからなかったという御意見もありましたが、弁護士の説明で聞き取りにくいところもあったという話もありましたけれども、今、わからない点は、そのあとで確認する機会があったのかどうか、そのままわからないままだったのかどうかという点について、お聞かせいただけますでしょうか。

司会者：では、これも1番さんのほうから。

いろいろ専門用語が出てきたということですが、このあたりは、誰かから説明がありましたでしょうか。

裁判員経験者 1：評議といいますか、別室、裁判員と裁判官の方でいろいろディスカッションしますね、あと休み時間もありますから、そういうときに率直にわからんことを聞きました。親切に教えていただきまして、全員が納得したと思ってます。

司会者：ありがとうございます。

2番さんは、弁護人の説明がわかりにくかったということなんですけど、大体.....

裁判員経験者2：私も納得させていただいたのは、裁判長、裁判官3名いらっしやっただけで、皆さんすごく親切で、質問したら必ず答えていただいて、よくわかる機会をたくさん設けていただいて、お休み時間とか、そういうときに少し聞いたりする機会があり、すごく聞きやすかったです。

司会者：ありがとうございます。

3番さん、いかがでしょうか。わかりにくいことがあったときに、説明を...
...

裁判員経験者3：ちゃんとわかりやすく説明していただきまして、よくわかりました。理解できました。

司会者：裁判官からもそういう説明があったということでしょうか。

裁判員経験者3：はい。

司会者：ありがとうございます。

5番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者5：やっぱり、ある人の人生を左右するようなことを決めるわけですから、わからないまま行くというのはちょっとどうしてもそれはできない、自分的にはできないというところがあって、わからないことが出てくる都度、裁判長に聞いて聞いて聞いて、説明していただいたので、それはすごく、ちゃんと素人として教えてくださってるんだなというのがとっても、お人柄もありましたし、伝わってよかったと思います。

司会者：ありがとうございます。

皆さんにそう言っていただけると、私どもとしても、本当に安堵する次第でございます。そういう話ができるようになったということだけでも、本当にこういう裁判員裁判を導入した成果があったのではないかと思います。

記者：もう1点だけでして、共犯者の方の判決というのが前にあったというのを何回かお聞きしまして、私の経験上、大体、認めてたりする方のほうが先に行わ

れてというケースが多いような気がするんですけど、その場合、大体、裁判所のほうはできるだけ負担を少なくしようとか、審理時間を短くしようということで分けて、共犯者の方、時期を分けてるケースが多いんですけども、今回、裁かれた立場からして、できるだけこの事件に関する人はできるだけ一緒に、前の人と一緒に私は見たかったというふうに思われるか、あるいは、審理になれてないからできるだけ分けて短くしたほうが裁きやすかったのかとか、それについてはどのように思われたのかということをちょっと、あれば聞きたいなと思うんですけど。

司会者：実は、ちょっと説明が必要かもしれませんが、今日、皆さんが御参加いただきました経験者の方は、被告人1名の事件ばかりなんでございますけれども、実は被告人2名とか、被告人3名とか、一緒に審理することも可能な事件なんでございます。

いろいろ諸般の事情で1名ずつということになった事件ばかりなんですけれども、もし、これが2名ということになったら大変だったかなというあたりのところは、御参加になったことがないので、想像の世界になってしまうんですけど、何かこうかなというふうに思われるところがあれば、どうでしょうか、1番さん。

裁判員経験者1：共犯関係で意見が違って、その場で2人一緒にやるということは、影響されて、ひょっとしたらすんなりいかない、もめるといいますか、影響されて、本当のこと言わないとかいうのがあるかもしれないので、今回は別々のほうがよかったんじゃないかなと思ってます。

裁判員経験者2：私も初めての経験だったので、もし、いきなり2人出てこられたら、すごい頭がパニックになって、きっとできなかったと思うので、お一人ずつのほうが助かると思いました。

司会者：3番さん、いかがでしょうか。被告人が2名だったということですよ。

裁判員経験者3：ちょっと難しかったと思います。その場で責任のなすり合いをするかもわかりませんし、両方とも無実を言うかもわかりませんでしょう。ち

よっと大変だと思います。やっぱり，1人ずつのほうがいいと思います。

裁判員経験者5：私が担当した裁判では，先に裁判が終わった証人の方，実際，証人として出てこられた方の証言を軸にして検察の方がその正当性を主張してこられたので，むしろ，それがないと，あったから今回の裁判が被告人をさばけたという側面があったと思うんですね。

仮に，同じ裁判にしたとしても，双方の主張が同じなのであれば全面降伏というか，全て罪を認めている今回の証人の証言はすごく有効に働いたと思われるので，今回は一緒でも分けてもよかったかなと思いますけども，もし両方無罪を主張してるような裁判であれば，それぞれを聞いたほうがいいと思います。

司会者：どうもありがとうございました。

では，お話も尽きないところではありますけれども，そろそろ予定しておりました時刻になりましたので，このあたりで意見交換会を終わらせていただこうと思います。

今日は本当に貴重な御意見をどうもありがとうございました。

（裁判員経験者4は，意見交換会当日欠席した。）

以 上